

2022年2月24日

各位

会社名 初穂商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 斎藤 悟  
(JASDAQ・コード7425)

問合せ先  
役職・氏名 執行役員経営管理室長 成田 哲人  
電 話 052-222-1066(代表)

## 定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第64回定時株主総会に、定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしました。また、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の変動について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は2022年3月29日開催予定の第64回定時株主総会における承認及びその後に開催予定の取締役会における決議を経て、正式に決定される予定であります。

### 記

#### 1. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月29日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年3月29日(予定)

#### 2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事(2022年3月29日付)

##### (1) 取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者

氏名	新役職名	旧役職名	備考
斎藤 悟	代表取締役社長	同左	再任
志岐 義幸	専務取締役 営業本部長兼 西日本地区統括	同左	再任
伊藤 人勝	取締役 中部地区内装・ ALC事業統括兼開発事業部長	同左	再任
月東 達也	取締役 中部地区鉄鋼 二次製品統括兼小牧営業所長	同左	再任
渋川 信幸	取締役 東日本地区統括	同左	再任
丹羽 正夫	社外取締役	社外監査役	新任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	旧役職名	備考
斎藤 豊	取締役 監査等委員 (常勤)	取締役 総務部長	再任
磯部 隆英	社外取締役 監査等委員	社外取締役	再任
森 美穂	社外取締役 監査等委員	—	新任

(注) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在、取締役である斎藤豊氏、社外取締役である磯部隆英氏は、監査等委員である取締役へ就任する予定であります。

※指名報酬委員会の構成員

当社は、監査等委員会設置会社への移行に併せ、任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置します。

指名報酬委員会は、取締役会の決議により選定する以下の取締役をもって構成する予定であり、その員数は5名とし、代表取締役1名、常勤監査等委員1名、独立社外取締役（監査等委員であるものを除く。）1名及び独立社外取締役（監査等委員）2名となり、過半数は独立社外取締役であります。

氏名	新役職名	旧役職名	備考
斎藤 悟	代表取締役社長	同左	—
斎藤 豊	取締役 監査等委員 (常勤)	取締役 総務部長	—
丹羽 正夫	社外取締役	社外監査役	—
磯部 隆英	社外取締役 監査等委員	社外取締役	指名報酬委員長
森 美穂	社外取締役 監査等委員	—	—

(3) 退任予定監査役（2022年3月29日開催予定の第64回定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	新役職名	旧役職名	備考
伊藤 孔一	総務部長	常勤監査役	任期満了
丹羽 正夫	社外取締役	社外監査役	任期満了
宮崎 良一	—	社外監査役	任期満了

(注) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役全員が退任することとなります。なお、丹羽正夫氏は取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者であります。

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項に定める請求をする権利</li> <li>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 前条に定める<u>売渡し</u>を請求する権利</li> </ol> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項に定める請求をする権利</li> <li>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 前条に定める<u>買増し</u>を請求する権利</li> </ol> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p> <p>第 18 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 18 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10 名以内、<u>監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 前項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>3</u> 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 24 条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役並びに取締役相談役各若干名を選定することができる</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規定) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意し、<u>監査役がこれに異義を述べない時は</u>、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 24 条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役並びに取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対して</u>、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会規定) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意した時は、当該事項について取締役会の決議があったものとみなす。</p>
---	---

<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 30 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規定)</u>  <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p><u>(監査役の員数)</u>  <u>第 31 条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u>  <u>第 32 条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第 33 条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 34 条 当社の監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 35 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役との責任限定契約)</u>  <u>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 37 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規定)</u>  <u>第 38 条 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の任期)  <u>第 39 条 (条文省略)</u></p>	<p>(会計監査人の任期)  <u>第 36 条 (現行どおり)</u></p>
<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p><u>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>第 64 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による現行定款第 36 条の定めるところによる。</u></p>



	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 現行定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第 17 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

以 上